

社員を守り 法的・民事的に責任を問われないために
職場における熱中症対策が強化されます

熱中症対策義務化対応総合支援事業



業種を問わず熱中症が激増 熱中症対策が罰則付きで義務化

熱中症による死亡災害が多発し、死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍あること、死亡者の約7割は屋外作業者であるため、気候変動の影響により更なる増加が懸念されることから、本年6月1日に労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が罰則付きで義務化されます。

労働基準協会では、法的義務化を機会に対策がまだ十分でない企業への支援として下記の「熱中症対策義務化対応総合支援事業」を実施いたします。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 熱中症対策義務化緊急説明会(無料) | 2. 情報提供(無料) |
| 3. 相談対応(無料) | 4. DVD貸出(会員限定・無料) |
| 5. 熱中症予防管理者研修 | 6. 作業者向けインターネット研修 |

主催 愛知県下各労働基準協会

愛知・名北・名古屋東・名古屋南・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

熱中症対策義務化対応総合支援事業のご案内

異常とも言える夏の暑さが続く中、熱中症による死亡災害は令和4年・5年の2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生しております。
熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍あり、死亡者の約7割は屋外作業で、建設業のみならず、製造業、営業等の屋外業務がある第三次産業等、あらゆる業種で発生しております。

熱中症が重篤化する原因の大半は、「初期症状の放置・対応の遅れ」です。
そこで、労働者への熱中症対策を義務付ける労働安全衛生規則の改正が行われ、令和7年6月1日から罰則付き規定として施行されます。企業には熱中症の恐れがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、体制整備、実施手順の作成、関係作業員への周知が義務付けられます。

このような対策は熱中症予防の根幹であり、未実施の場合は大事な社員を守れないばかりか、法的な罰則が課され、安全配慮義務違反で莫大な損害賠償請求がなされることもあります。

しかし、熱中症予防対策の実施の状況は企業規模、業種により千差万別であり、法的義務化を機会に対策がまだ十分でない企業への支援として、愛知県下各労働基準協会が「熱中症対策義務化対応総合支援事業」を実施いたします。多くの皆様にご参加・ご活用いただきますようご案内いたします。

今 業種を問わず
熱中症が増えています！



義務の概要	罰則
1. 体制整備 早期発見のための体制整備 2. 手順作成 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成 3. 周知 関係作業員への周知	労働安全衛生法 第119条 6月以下の懲役 または50万円以下の罰金

サポート① 熱中症対策義務化緊急無料説明会

円滑な対策を実施するため、規則改正について解説します。

- 日 時 令和7年5月28日(水)——午後1時30分～午後4時
- 会 場 イーブルなごや「ホール」 名古屋市中区大井町7-25
- 開催方式 会場参加 または インターネット視聴
- 会 費 無 料
- 定 員 会場参加は 300名
- 内 容

●インターネット受講について
・令和7年6月10日(火)以降にご連絡するパスワードにて視聴が可能です。
・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。
・視聴可能期間は10日間です。

1. 開会挨拶 名古屋北労働基準監督署長 橋 本 享 氏



2. 熱中症に関する法令改正と企業に求められる対策について

各務労働安全衛生コンサルタントオフィス 代表 労働安全衛生コンサルタント 各 務 博 幸 氏



【講師プロフィール】㈱デンソーで約40年間安全衛生管理スタッフ業務に従事。労働災害・健康障害防止業務、関連企業の安全衛生活動支援業務を担当。平成27年より中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンターにて安全・衛生管理士として企業の安全衛生指導、教育講師等を担当。現在は企業の安全衛生顧問を務め、労働基準協会等の熱中症予防研修、安全管理者選任時研修、職長教育、化学物質管理者研修、保護具着用管理責任者教育、技能講習、特別教育、企業研修の講師等多様な活動を行なう。

3. 熱中症を予防するための作業環境の整備について

一般社団法人 名北労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長
作業環境測定士 杉 山 正 義



【講師プロフィール】(一社)名北労働基準協会および作業環境測定実施機関の責任者として30有余年多くの企業を訪問し、職場の作業環境測定や改善の提案を行う。その後、(一社)名北労働基準協会関連団体の社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティング所長を経て、現在は(一社)名北労働基準協会の企業内コンプライアンス教育推進室長として、企業出張研修を担う。また、化学物質管理対策を中心とする労働衛生分野で、講師、訪問コンサルティング、相談、執筆等の多様な活動を行なう。

サポート② 情報無料提供 6・7月号

名北労働基準協会が毎月発行する機関誌「Meihoku」令和7年6月～7月に関係記事を掲載します。各月10日以降はホームページからの閲覧も可能です。



サポート③ 無料相談対応 随時

名北労働基準協会事務局内に設けている「無料労働相談室（企業の労働110番）」にて、専門家等が、企業からの相談対応、対策実施のアドバイスや提案を無料で実施します。

※このサポートのみ名北労働基準協会以外の各地区協会員様もご利用いただけます。

- TEL 専用ダイヤル (052)961-7110
- FAX (052)961-9635 ● メール roudou110@meihokurouki.or.jp
- ご来局 (一社)名北労働基準協会 労働相談室 名古屋市北区清水1-13-1



サポート④ DVD無料貸出 随時（会員企業限定）

労働基準協会会員企業に限り防止対策のDVDを無料貸し出しします。

- ・誰もが危険 熱中症の新常識（22分）
 - ・熱中症対策のウソ&ホント～あなたの知識は正しい～（27分）
- を会員企業限定で無料貸出いたします。



サポート⑤ 熱中症予防管理者研修

熱中症の防止には、現場管理者による適切な作業管理と迅速な対応が不可欠であり、厚生労働省も通達において管理者や労働者に対する教育を実施するとともに、熱中症予防管理者を選任し事業場の管理体制を整えることを求めています。

そこで労働基準協会では熱中症対策のキーマンである、各職場・各工事現場の管理者の方を対象とした「熱中症予防管理者研修」を開催いたします。※最新開催日時については各実施機関に電話にてお問い合わせ下さい。

	開催日時	会場	実施機関
①	6月10日(火) 10:00～15:00	名古屋市工業研究所 管理棟1階 ホール	(一社)名古屋南労働基準協会
②	6月26日(木) 13:15～17:00	(一社)名北労働基準協会 3階「大会議室」	(一社)名北労働基準協会
③	6月30日(月) 8:50～12:35	(一社)名北労働基準協会 3階「大会議室」	(一社)名北労働基準協会
④	6月30日(月) 13:15～17:00	(一社)名北労働基準協会 3階「大会議室」	(一社)名北労働基準協会
⑤	7月1日(火) 13:00～16:45	岡崎市竜美丘会館	岡崎労働基準協会
⑥	7月2日(水) 13:00～16:40	ウインクあいち愛知県産業労働センター1003	名古屋西労働基準協会
⑦	7月7日(月) 13:15～17:00	(一社)名北労働基準協会 3階「大会議室」	(一社)名北労働基準協会
⑧	7月14日(月) 13:30～17:30	(一社)半田労働基準協会 2F会議室	(一社)半田労働基準協会

①



②③④⑦



⑤



⑥



⑧



6. ネット研修 随時

現場管理者・作業従事者向けインターネット研修を実施します。受講人数によらず費用は22,000円（税含む）。希望企業にインターネット閲覧用のパスワードを連絡。視聴期間は10日間



詳しくは、各地区の労働基準協会にお問い合わせください。

名 称		所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
お 問 い 合 わ せ 先	(公 社)愛知労働基準協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の区域
	(一 社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/ 小牧市
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8階	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/ 天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/ 西春日井郡
	豊 橋 労 働 基 準 協 会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/ 田原市/北設楽郡
	岡 崎 労 働 基 準 協 会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一 宮 労 働 基 準 協 会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一 社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/ 知多郡
	(一 社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/ 高浜市
	豊 田 労 働 基 準 協 会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬 戸 労 働 基 準 協 会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津 島 労 働 基 準 協 会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/ 海部郡
	江 南 労 働 基 準 協 会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西 尾 労 働 基 準 協 会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市